

平成30年度第1回白石町総合教育会議

日時：平成30年12月4日（火）15：30～
場所：庁舎3階大会議室

1 開 会

2 町長挨拶

3 議題

(1) 学校統合再編について

(2) その他

4 閉 会

平成30年度白石町総合教育会議 名簿

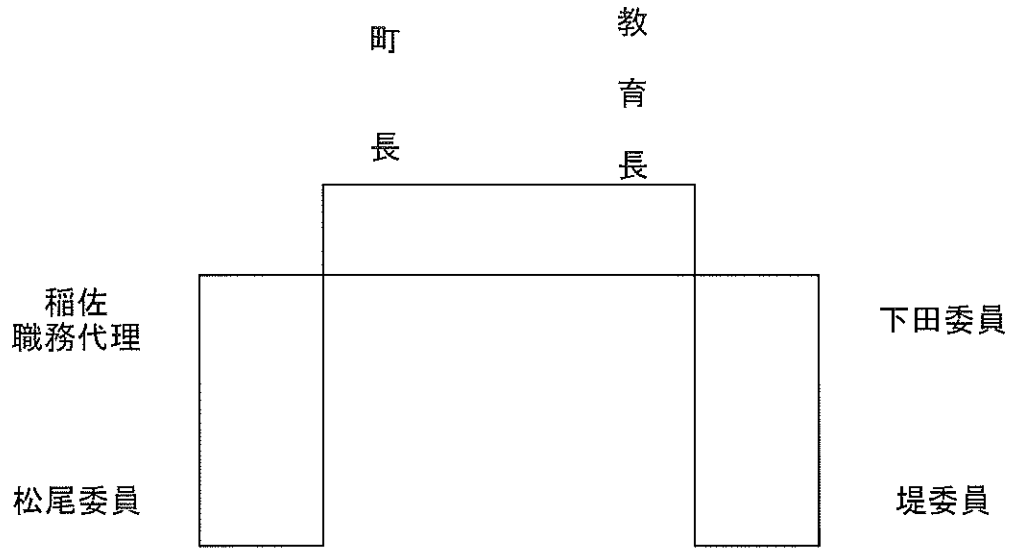
○構成員

役職等		氏名
白石町長		田島 健一
白石町教育委員会	教育長	北村 喜久次
	教育長職務代理	稲佐 英明
	委員	下田 幸子
	委員	松尾 博之
	委員	堤 王宏

○事務局

役職等		氏名	
副町長		百武 和義	
企画財政課	課長	井崎 直樹	
	白石創生推進専門監	坂本 博樹	
	課長補佐・政策推進係長	吉村 浩	
	政策推進係主事	川崎 明	
白石町教育 委員会事務局	学校教育課	課長	吉岡 正博
		主任指導主事	石橋 佳樹
		課長補佐	谷崎 孝則
		指導主事	梅木 純一
		庶務係長	川畑 徳人
		学校教育係長	丸田 弘樹
		学校教育係長	原 修
		学校給食係長	永尾 宗紹
	生涯学習課	課長	千布 一夫
		課長補佐・生涯学習係長	渡部 俊哉
		生涯学習係長	平田 幸子
		生涯スポーツ係長	立花 征紀

H30. 12. 4 総合教育会議 机配置



--	--	--

副町長 企画財政課長 白石創進 推進専門監 学校教 育課長 主任指 導主事 課長 補佐 生涯学 習課長 課長 補佐 生涯学 習係長

--	--	--

課長 補佐 政策推 進係主 事 庶務係 長 指導主 事 学校教 育係長 学校教 育係長 学校給 食係長 生涯ス ポーツ 係長

傍聴	傍聴
----	----

○ ○ ○ ○ ○ ○

机 11
椅子 29

学校統合再編のこれまでの取組について

年月日	取組事項	出席等
H29.6.29	『小中学校のありかた』に関する意見交換会 (第1回小中学校統合に関する意見交換会)	学校教育課 企画財政課
H29.8.23	町教育委員会において、「教育委員会として、町内小中学校の統合再編に向けて検討していく」ことを決定	教育委員会
H29.11.6	神奈川県箱根町視察研修	町議会文教厚生常任委員会 学校教育課長、議会事務局
H29.11.27	第2回小中学校統合に関する意見交換会	学校教育課 企画財政課
H30.2.1	福岡県みやま市・大牟田市視察研修	学校教育課 企画財政課
H30.2.8	第3回小中学校統合に関する意見交換会	学校教育課 企画財政課
H30.2.16	第1回学校統合再編検討	教育委員会
H30.3.23	第2回学校統合再編検討	教育委員会
H30.4.24	第3回学校統合再編検討	教育委員会
H30.5.23	第4回学校統合再編検討	教育委員会
H30.6.19	第5回学校統合再編検討	教育委員会
H30.7.11	平成30年度第1回小中学校再編検討会	学校教育課 企画財政課
H30.7.24	第6回学校統合再編検討	教育委員会
H30.8.9	庁議において、「白石町立小中学校統合再編の考え方」を説明	庁議委員 学校教育課
H30.8.24	第7回学校統合再編検討	教育委員会
H30.9.14	町議会9月定例会閉会后、町議会に対し「白石町立小中学校統合再編の考え方」を説明	町議会議員 学校教育課
H30.9.18	第8回学校統合再編検討	教育委員会
H30.10.15	第9回学校統合再編検討	教育委員会
H30.11.20	第10回学校統合再編検討	教育委員会
H30.11.21	庁議において、「白石町学校統合再編審議会条例(案)」を説明	庁議委員 学校教育課
H30.12.4	第11回学校統合再編検討	教育委員会
H30.12.4	総合教育会議 ※議題 学校統合再編について	教育委員会、町長 事務局(副町長、企画財政課、学校教育課、生涯学習課)

白石町立小中学校統合再編の考え方

平成 30 年 9 月 白石町教育委員会

1 これまでの経緯

全国的な少子化傾向は本町も例外ではなく、進行する少子化の中で、今後の本町の小中学校のあり方については、これまで町議会定例会等でも幾度となく議論がなされてきた。これらに対する教育委員会の対応の骨子は、「小学校で複式学級¹が発生するまでは現状を維持する。」というものであった。

現時点では、将来、複式学級が発生する予測は立たないが、学校が小規模化する中で、児童・生徒の社会性の育成、部活動の開設数、教職員の加配²等も含む配置など、教育活動の機会均等を一律に保障することが困難になってきている。

また、人口減の中で、町財政も厳しい状況にあり、有利な起債³とされる現行の「過疎対策事業債」や「旧市町村合併特例事業債（合併特例債）」も相次いで終了する。このような本町の財政規模で、将来的に小中学校 11 校の適切な教育環境⁴の整備・維持は、明らかに困難である。

このようなことから、平成 29 年 8 月 23 日に開催した定例教育委員会において、教育委員会として、町内小中学校の統合再編に向けて検討していくことを決定した。

2 統合再編の必要性

次の理由から、学校当たりの児童・生徒数を多くし、学校の施設数を減らすため、小中学校の統合再編が必要と考える。

(1) 中学校

中学校の規模について、平成 30 年度現在で通常学級の状況は、白石中学校が各学年 3 学級、有明中学校が各学年 2 学級、福富中学校は 1 学年が 2 学

¹ 二の学年の児童で編成する学級。児童数 16 人以下（第一学年の児童を含む学級にあっては 8 人以下）。

² 学校規模に基づく教職員基礎定数以外の配当教職員。

³ 地方公共団体が、財源を調達するため資金を借入れる（履行は年度をこえる）こと。

⁴ 施設設備、ICT 等の備品、教材、人的措置など。

1 級、2・3学年が1学級となっている。今後も、生徒減に伴って規模縮小の
2 一途を辿るが、このような状況で次のような問題・課題が生じている。

3 ① 人生で最も成長の激しい多感な中学校の時期は、「生きる力」を育む重
4 要な時期で有り、成長のエネルギーの源となる感動・感激を中心とした体
5 験の積み重ねと多様な価値観を持った友人や教員との交流は欠かせない。

6 しかし、少子化の中で、体育大会や文化発表会等の代表的な学校行事を
7 始めとして、このような教育場面の設定が困難となってきている。

8 ② 部活動においては、開設種目が限定され、部員数減のため部活動が成立
9 しないている。福富中学校においては、他校と混合チームの編成を強いら
10 れる状況が生じている。

11 ③ 町内の3中学校間の規模の較差が拡大しており、教育活動の機会均等の
12 保障・維持が困難になって来ている。具体的には、学級数の少ない福富中
13 学校の技能教科（美術科、技術家庭科）は非常勤時間講師⁵で対応せざるを
14 得ず、授業以外での指導・支援が難しい状況である。

15 他の学校においても、学校の小規模化の中で、技能教科以外の教科にお
16 いても1教科1教師になりつつある。教員間の連携共同など切磋琢磨の機
17 会も縮減し、学校の活力の維持が難しくなっている。

18 19 (2) 小学校

20 小学校の規模について、平成30年度現在での通常学級の状況は、小学校
21 8校の内、福富小学校を除く7校が、各学年1学級の編成となっている。そ
22 の中で、最も小規模の学級は、六角小学校1学年の13人である。進行する
23 児童数減の中で、学級・学校の規模縮小が益々進む状況にある。このような
24 状況の中で、次のような課題・問題を抱えている。

25 ① 児童が豊かな人間関係の中で獲得する社会性に不安がある。

26 多くの児童が入学から卒業まで固定した人間関係の中にあり、社会性の
27 獲得に不安が大きい。また、小集団では、多様性が弱まり、良くも悪くも
28 強い個性の持ち主に大きな影響を受ける不安は拭えず、小集団でも、学級
29 崩壊的な状況が生まれている。

30 ② 大きな達成感や所属感、成長のエネルギーの源となる感動・感激を伴う
31 教育活動の展開が難しくなっている。

32 運動会、学習発表会、収穫祭など、ある程度の規模が望ましいが、現状
33 はこぢんまりとした展開にならざるを得ない。

⁵ 学級数が少なく、教科1人の正規教員が配置されず、授業のみをおこなう講師。学級指導、部活動や校務は担当しない。

1 ③ 教育の機会均等の保障・維持が困難になってきている。

2 学校規模の縮小により、教員の加配がなくなりティーム・ティーチング
3 (TT)⁶等の指導ができない学校が発生している。また、小規模校では、
4 級外担当など人員の余裕がなく、出張研修等で較差が発生している。

5 ④ 余裕のない教職員配置で、不慮の事態への対応が不安である。

6 不慮の事態発生時に児童・生徒の安全確保や、大規模災害時には学校に
7 避難所としての機能が求められている。特に小学校において、教職員数の
8 減少により十分な対応ができるか大きな不安を抱えている。

9 ⑤ クラス内で男女比の偏りが生じやすくなってきている。

10 クラス内で男女別人数比率のバランスの崩れが顕著になってきており、
11 性差を意識するようになる高学年では、子どもの心理面で不安や悩みの原
12 因となる可能性がある。

13 14 (3) 財政等

15 本町の財政は、歳入の約4割を国からの交付税で賄っている。その中で、
16 合併自治体の普通交付税の優遇措置が、平成27年度から5年間の通減期間
17 に入っており、2020年度(平成32年度)に終了する。

18 また、過疎地域への「過疎対策事業債」(2020年度(平成32年度)まで)、
19 合併自治体への「旧市町村合併特例事業債(合併特例事業債)」(2024年
20 度(平成36年度)まで)も終了することとなり、今後の見通しは極めて厳
21 しい。

22 このような状況の中で、町内小中学校11校の適正な教育環境の維持・管
23 理は、困難となることが明白である。

24 現在、施設設備については、白石町公共施設等総合管理計画(長寿命化お
25 よび施設総量最適化の計画)のもと、雨漏れ対策、劣化対策等の年次計画で
26 実施しているが、およそ10年後に多くの施設で予想される老朽化の波⁷への
27 対応は困難なものがある。

30 3 統合再編に係る留意点

31 (1) 学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育体制は、今後、益々
32 重要となる。よって、「地域の拠点としての学校」という従来からの考えを
33 尊重し、現在推進中のコミュニティ・スクールの成果を生かすと共に、

⁶ 授業を複数の教員で行うこと。

⁷ 別添資料1「学校施設の状況(H28.4.1現在)」

1 統合再編後も、一層の推進が図られるように努める。

2 そのため、法令上⁸で適正な学校規模と示される、小中学校ともに「学級
3 数がおおむね12学級から18学級までであること」については、統合再編要
4 件の第一義としない。

5

6 (2) 通学距離の変更に伴い、児童・生徒の登下校に係る安全・安心・健康維持
7 等を十分考慮しなければならない。

8 そのため、通学に係る距離については、法令上⁹で示される「小学校にあ
9 ってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメー
10 トル以内であること」を超える地域の通学方法を検討する。

11

12 (3) 厳しい財政状況を考慮し、極力既存の施設を活用する方向も検討する。

13 そのため、統合再編の時期は、統合再編後の校区の児童・生徒数が、校区
14 の中心地付近にある既存校舎に収容できる時期を目途とする。

15

16 (4) 学校は、児童・生徒の教育施設と同時に生涯学習の場、地域活動の拠点、
17 PTA活動等のボランティア活動の拠点、地域防災の拠点で災害時の避難場所
18 ともなる。これらのことも十分に考慮する。

⁸ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年6月27日政令第189号）第4条（適正な学校規模の条件）第1項第1号

⁹ 上記同項第2号。距離は、片道。

児童生徒数の推移

H29.4.2~
H30.4.1

(平成30年度 単位:人)

	6歳						1年						2年						3年						4年						5年						6年					
	6年	5年	4年	3年	2年	1年	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	6年	5年	4年	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	6年	5年	4年	3年	2年	1年						
須古小学校	18	18	24	16	23	19	16	19	10	15	8	11	19	23	16	18	23	19	23	26	17	19	18	23	19	24	32	24	25	26	31	30	25	22	24	30	15					
六角小学校	21	21	17	19	18	13	23	15	18	22	9	13	13	18	17	19	18	13	18	26	17	19	18	23	19	17	32	24	25	26	31	30	25	22	24	30	15					
白石小学校	27	32	24	25	26	31	30	25	22	24	30	15	31	26	24	25	26	31	31	32	24	25	26	31	31	27	32	24	25	26	31	30	25	22	24	30	15					
北明小学校	32	19	32	16	30	25	21	21	19	20	16	14	25	30	32	16	30	25	25	32	32	16	30	25	25	32	19	32	16	30	25	21	21	19	20	16	14					
福富小学校	50	38	47	45	37	49	38	44	41	34	37	34	49	37	47	45	37	49	49	47	47	45	37	49	49	50	38	47	45	37	49	38	44	41	34	37	34					
有明東小学校	26	31	26	21	23	22	20	16	22	15	20	15	22	23	26	21	23	22	22	26	26	21	23	22	22	26	31	26	21	23	22	20	16	22	15	20	15					
有明西小学校	21	34	23	21	26	20	18	17	15	18	11	19	20	26	23	21	26	20	20	34	23	21	26	20	20	21	34	23	21	26	20	18	17	15	18	11	19					
有明南小学校	19	23	21	20	23	19	22	13	12	9	20	17	19	23	21	20	23	19	19	23	21	20	23	19	19	19	23	21	20	23	19	22	13	12	9	20	17					
白石中学校	98	90	97	76	97	88	90	80	69	81	63	53	88	97	76	76	97	88	90	80	69	81	63	53	98	90	97	76	97	88	90	80	69	81	63	53						
福富中学校	50	38	47	45	37	49	38	44	41	34	37	34	49	37	47	45	37	49	38	44	41	34	37	34	50	38	47	45	37	49	38	44	41	34	37	34						
有明中学校	66	88	70	62	72	61	60	46	49	42	51	51	61	72	62	62	72	61	60	46	49	42	51	51	66	88	70	62	72	61	60	46	49	42	51	51						
合計	214	216	214	183	206	198	188	170	159	157	151	138	198	206	183	183	206	198	188	170	159	157	151	138	214	216	214	183	206	198	188	170	159	157	151	138						

資料2

白石町人口の見通し(白石町人口ビジョン参照)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	25,605	24,204	22,965	21,785	20,642	19,516	18,475	17,422	16,514	15,719	15,025
0～4歳	994	911	880	857	817	756	713	694	692	686	670
5～9歳	1,096	1,024	929	899	874	834	772	729	709	707	700
10～14歳	1,366	1,094	1,021	927	897	873	833	770	727	708	706

①

②

③

④

上記を基にした1学年児童生徒数の見通し 年後計算は、2017年(平成29年)基準

	3年後	8年後	13年後	18年後	23年後	28年後	33年後	38年後	43年後
5歳～9歳 1学年人数(小学校目安)	219	205	186	175	154	146	142	141	140
10歳～14歳 1学年人数(中学校目安)	273	219	204	179	167	154	145	142	141

⑤=③/5

⑥=④/5

白石町学校統合再編審議会条例（案）

（設置）

第1条 児童生徒数の減少に伴い、白石町立学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、児童生徒のよりよい学習環境を整えるため、白石町学校統合再編審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、白石町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校統合再編に関する基本的な考え方と具体的な方策について調査審議し、意見を答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1） 学校運営協議会が推薦する者
- （2） 一般公募者
- （3） 町議会議員
- （4） 小中学校校長
- （5） 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了し、意見を答申する日までとする。ただし、前条第2項第3号及び第4号の委員が職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 白石町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白石町条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表通学区域審議会委員の項の次に次のように加える。

学校統合再編審議会委員	同	6,000	円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
-------------	---	-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---